

【機密性 1】

令和 8 年 3 月 26 日（木）

総務企画部

オープンシティ・プロモーション室

## 定例記者会見 市長コメント（概要）

### ①職員の懲戒処分について（総務課） 資料 1

昨年の 12 月 23 日に緊急で記者会見を行った、他人の自転車を窃取し、酒気帯び運転を行った当市の職員に対し、昨日、処分を行ったので、報告する。

市民生活部の職員が、令和 7 年 12 月 20 日 18 時から市内飲食店において 23 時頃まで飲酒した後、市内飲食店において食事をし、その後、釜石駅まで歩き、タクシーが停まっていなかったため、釜石観光物産協会所有の自転車を借りて帰ろうと、第三者所有の自転車に乗って運転していたところ、令和 7 年 12 月 21 日午前 3 時頃、中妻町内で警戒中の警察から職務質問を受けた。

釜石警察署内で取り調べを受け、呼気検査の結果、被処分者の呼気から基準値を超えるアルコールが検出され、自転車は釜石観光物産協会所有ではなく、第三者所有の自転車であることが判明した。

市としては、検察の決定を待って、当該職員の処分を決定することとしていたところ、令和 8 年 1 月 19 日に当該職員に対して検察による取り調べがあり、自転車の窃盗被疑事件については不起訴処分、酒気帯び運転については罰金 10 万円の略式命令になる見込みとの言い渡しがあった旨、職員から報告を受けた。

その後、釜石区検察庁において、窃盗被疑事件については、令和 8 年 1 月 28 日付けで公訴を提起しない処分を行っており、検察庁が令和 8 年 2 月 13 日付けで発行した「不起訴処分の告知書」において、その事実を確認している。

また、自転車による酒気帯び運転については、令和 8 年 2 月 12 日に罰金 10 万円の納付告知書が職員宛に届き、令和 8 年 2 月 13 日に職員が納付したことを確認している。

これらの事実を受け、当市職員の懲戒処分の指針に基づき、市の顧問弁護士の助言を得ながら、処分について慎重な審査を重ねた結果、昨日付で停職 3 か月とした。

当市職員が他人の自転車を窃取して酒気帯び運転を行ったことは、全体の奉仕者として法を守り、市民の模範となるべき市職員にあるまじき行為であり、市の信用を著しく失墜させ

ましたこと、市民の皆様に深くお詫びを申し上げます。

今後、このような事案が二度と発生することのないよう、全職員に対し、公務員としての自覚と責任を改めて強く促し、服務規律の徹底を図る。

併せて、管理監督体制の在り方を厳しく見直し、市民の皆様への信頼回復に向け、全庁一丸となって取り組む。

加えて、職員に対する管理監督責任者として、私自身の給料月額を3か月間10%減額すること、また副市長の給料月額を3か月間5%減額することを考えている。

## ②「星座石と陸奥州気仙郡唐丹村測量の碑」日本天文遺産認定について 資料2

令和8年3月5日、京都産業大学において開催された日本天文学会2026年春季年会において、唐丹町本郷に所在する岩手県指定文化財「星座石と陸奥州気仙郡唐丹村測量の碑」が日本天文遺産に選ばれるという栄誉に浴した。

日本天文遺産は歴史的に貴重な天文学・暦学関連の遺産を大切に保存し、文化的遺産として次世代に伝え、その普及と活用を図ることを目的として認定されるものであり、本県では奥州市水沢の臨時緯度観測所眼視天頂儀及び関連建築物、臨時緯度観測所本館（木村榮記念館）に続き3例目となる。

「星座石と陸奥州気仙郡唐丹村測量の碑」は、伊能忠敬が唐丹村で実施した緯度観測を記念し、当地の知識人である葛西昌丞が同時代に建立したものであり、伊能の業績を示す歴史的証拠のひとつであるとともに、観測による緯度変化の証明を後世の天文学者に託そうとした葛西による努力の痕跡である。

今回の日本天文遺産認定は、天文学の歴史的背景を示す貴重な遺産が、本郷町内会をはじめとする地元の人々によって大切に受け継がれていることが高く評価されたものであり、これまで保存活動や研究に携われて来られた多くの皆様のご尽力の賜物である。改めて、関係者の皆様に心からの敬意を表し、感謝を申し上げます。

当市としては、今回の認定を契機とし、地域の皆様、教育機関、関係団体とともに力を合わせ、これまで以上にその価値を守り広く発信し、今後とも「星座石と陸奥州気仙郡唐丹村測量の碑」が未来を担う子どもたちに夢と希望を与え続ける存在となるよう、努めてまいりたい。